

家庭の節電対策メニュー

ご家庭で取りくむ対策をチェックし、「我が家の節電対策」を作りましょう。

取りくんでいただきたい節電対策メニュー		節電効果		チェック
		削減率	削減消費電力	
エアコン 	① 室温28℃を心がけましょう。	10%	130W	<input type="checkbox"/>
	② “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう(エアコンの節電になります)。	10%	120W	<input type="checkbox"/>
	③ 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使いましょう。 <small>※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるので注意しましょう。</small>	50%	600W	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫 	④ 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
照明 	⑤ 日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。	5%	60W	<input type="checkbox"/>
テレビ 	⑥ 省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。 <small>※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合</small>	2%	25W	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座 (暖房便座) 	⑦ 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、これらを利用しましょう。	いずれかの対策により 1%未満	5W	<input type="checkbox"/>
	⑧ 上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておきましょう。			
ジャー炊飯器 	⑨ 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>
待機電力 	⑩ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。	2%	25W	<input type="checkbox"/>

外出している時にも、④⑦⑧⑩の対策に取りくみましょう。

削減率の合計が15%をこえるように節電しましょう。 % W

! エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて、無理のない範囲で節電しましょう。

※節電効果の記載値は、在宅世帯の日中の平均的消費電力(14時:約1200W)に対する削減率と削減消費電力の目安です(資源エネルギー庁推計)。また、削減率は全て小数点以下を切り捨てています。

その他の対策メニュー

チェック

エアコン	フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	庫内にビニールカーテンを取りつけましょう。	<input type="checkbox"/>
電気ポット	お湯はガスコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。	<input type="checkbox"/>
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめ洗いをしましょう。	<input type="checkbox"/>
パソコン	日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使いましょう。	<input type="checkbox"/>
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換しましょう。	<input type="checkbox"/>
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールをたてておきましょう。 日中(9時~20時)を避けて電気製品を上手に使うため、一日の家事スケジュールを事前にたてておきましょう。	<input type="checkbox"/>
	旅行や外出も節電に役立ちます。 外出時の家庭の電力消費は、在宅時を大きく下回ります。旅行や外出は、有効な節電手法の一つです。	<input type="checkbox"/>
節水	食器のまとめ洗いやシャワー時間の短縮など節水を心がけましょう。 節水によって、水を送るポンプや上下水道施設の消費電力を減らすことができます。	<input type="checkbox"/>

夏前の準備

○主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。

ご家庭で使っている主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。電気製品の取扱説明や本体には年間消費電力量や定格消費電力などが記載されています。
夏にご家庭で使う電気製品の消費電力を推定してみましょう。

エアコン	冷房時消費電力	W ×	台	=	W
冷蔵庫	年間消費電力量に0.3を掛けた値	W ×	台	=	W
テレビ	年間消費電力量に0.6を掛けて値	W ×	台	=	W
照明1	定格消費電力	W	個	=	W
照明2		W	個	=	W
照明3		W	個	=	W

○省エネ家電に買い替えましょう。

最新型の電気製品は消費電力が少なく、買い替えると大きな節電効果があります。統一省エネラベルを参考に省エネ家電を購入しましょう。(ただし、お使いの電気製品より大型のものに買い替えると消費電力が増えることもありますのでご注意ください。)

○白熱電球を電球形蛍光灯やLED電球に交換しましょう。

白熱電球1個(60形の場合:54W)は、最新式の32V型液晶テレビとほぼ同じ電力を消費します。

白熱電球を電球形蛍光灯(12W)に交換することで42W、LED電球(8W)なら46W程度節電することができます。

統一省エネラベル



手付金等保管制度

全宅保証は、国土交通大臣の「指定保管機関」として、完成物件の手付金等保管事業を行っています。

この手付金等保管制度は、業法第41条の2による手付金の保全措置として、全宅保証会員が自ら売主となる「完成物件」の宅地建物の売買で、その手付金等が売買代金の10%または1,000万円を超える場合に利用することができます（保全措置の対象額以下の場合には利用できません）。

この手付金等保管制度を利用した場合、買主が支払う手付金等は、取引が完了するまで全宅保証で「保管」することになりますので、買主である消費者は万一のときには手付金等を取り戻すことができます。

全宅保証会員のみが利用可能で、保管料は無料となっています。

なお、「未完成物件」に対する手付金等「保管」制度はありませんので、「未完成物件」について、業法第41条による手付金等の保全措置を講じる場合には、国土交通大臣指定の指定保証機関等による手付金等「保証」制度を利用することとなります。

全宅保証鹿児島本部 TEL099-252-7442

【フラット35】S 金利引下げ幅拡大！

平成22年2月15日より【フラット35】S 融資実行分の金利が、当初10年間金利引き下げ幅が1.0%に拡大されています。

さらに所定の条件を満たせば、20年間（当初10年間は1.0%・次の10年間は0.3%引き下げ）の金利を引き下げられます。

（適用期間延長：平成23年12月30日まで）

【フラット35】Sとは、【フラット35】のお申込みの際に、省エネルギー性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】の金利を一定期間引下げる制度です。



全宅住宅ローン(株)九州支店

福岡市東区馬出1-13-9 D-1ビル402号

TEL092-641-3030

<http://www.zentakuloan.co.jp>

がんばろう
東日本!!

がんばろう
日本!!

復興
支援

お釈迦まつり

4月29日、志布志市の「お釈迦まつり」は、踊り連29組の参加と、約8万人の来場者でにぎわい、大隅支部の踊り連も

「ガンバレ！ガンバレ！東北日本」「ファイト！ファイト！」の掛け声で約2キロを踊りぬけました。

又、不動産無料相談会場も設けて、一般消費者を対象に相談を受け付けました。



宅地建物取引主任者資格試験

- 試験実施日 平成23年10月16日(日) 午後1時～午後3時
登録講習修了者は午後1時10分～午後3時
 - 試験会場 **鹿児島大学 郡元キャンパス** (今年から会場変更) 鹿児島市郡元1-21-24 (市電) 郡元行き工学部前電停下車 (市バス) 9・11・20番線(輪池港行き) 鹿大正門前下車
 - 受験申込受付期間 平成23年7月1日(金)～8月1日(月) ※消印有効
インターネットの場合：7月1日(金)～7月15日(金) 21:59まで
 - 受験料 **7,000円**
 - 受験申込方法 インターネット (<http://www.retio.or.jp>) 又は受験申込書を郵送
 - 受験申込書 宅建協会本部・支部、紀伊国屋書店、ジュンク堂、くまざわ書店、旭屋カルチャースクエア、ブックスミスミオプシア、県地域振興局、県庁建築課などで配布
 - 合格発表 平成23年11月30日(水)
- お問い合わせ先** (社)鹿児島県宅地建物取引業協会 TEL099-252-7111 <http://www.k-takken.com>

不動産コンサルティング技能試験

- 試験実施日 平成23年11月13日(日) 択一式試験及び記述式試験
 - 試験地 札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄の12地区
 - 受験申込受付期間 平成23年8月1日(月)～9月12日(月) 受験申込書を郵送
 - 受験料 **30,000円**
 - 受験申込書 ホームページ又は電話で請求する。宅建協会本部に数部は準備してあります。
 - 合格発表 平成24年1月10日(火)
 - 試験内容 択一式試験 (50問・四肢択一) 事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目
記述式試験 必須科目…実務、事業、経済の3科目
選択科目…金融、税制、建築、法律の中から1科目選択
- お問い合わせ先** (財)不動産流通近代化センター TEL03-5843-2079 <http://www.kindaiika.jp/>

監督処分基準

鹿児島県では、宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者等によるコンプライアンス意識向上及び不正行為の未然防止を図るため、鹿児島県知事が宅地建物取引業法に基づいて業者や主任者等に監督処分を行う場合の基準を策定しています。平成23年4月1日以降の違反行為に対して行う監督処分からこの基準が適用されていますので、関係者の皆様はご留意下さいますようお願い致します。下記にごく一部を抜粋してお知らせします。

(詳細は県のHP参照 <http://www.pref.kagoshima.jp/infra/kentiku/shidou/torihiki/index.html>)

違反項目	標準業務停止期間
媒介契約締結時における書面の交付義務違反	7日
取引主任者以外の者が重要事項説明をした場合や重説を交付したが説明しなかった場合	7日
開発許可、建築確認、農地法その他の処分を取得する前に、売買契約の締結等をした場合	15日
売買契約等の締結時における書面に必要事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合	7日
宅地・建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支払いを不当に遅延させた場合	30日
重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた場合	90日
限度額を超えて報酬を受領した場合	15日
契約申込みの撤回時に預り金を返還することを拒んだ場合	15日
従業者名簿を備えず、又は記載事項の一部を記載しなかった場合	7日

県住宅供給公社の分譲地

公社の所有する分譲地の購入者をご紹介下さい。協会会員は紹介料を受領できます。

- ・ガーデンヒルズ松陽台(鹿児島市) 坪12.9万円～
 - ・妙円寺団地(日置市) 坪4.1万円～
 - ・永利ホープタン(薩摩川内市) 坪5.2万円～
 - ・パークヒルズ鹿屋(鹿屋市) 坪4.7万円～
- 他に事業用物件などもあります。

全宅連の契約書式(無料)

全宅連のホームページで法令改正やトラブル未然防止等を考慮した重要事項説明書、売買契約書、賃貸借契約書、媒介契約書、告知書等の書式がダウンロードできます。また、詳しい記載例や問答集を掲載した解説書(有料)もありますので是非ご利用下さい。

<http://www.zentakku.or.jp/>

ユーザー名、パスワードは協会(099-252-7111)までお問い合わせ下さい。